

移住フェアによる三重の魅力発信事業企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

移住フェアによる三重の魅力発信事業企画運営業務委託

2 業務の目的

地方移住の希望者に、本県を移住先として具体的に検討してもらうためには、県内の暮らし等の情報に一度に触れられる機会を提供することが不可欠である。

そこで、三大都市圏（首都圏、中京圏、関西圏）在住の方を対象とし、県内市町や関係団体などと連携した移住フェアを開催することで本県への移住を効果的に促進する。

3 委託期間

契約の日から令和9年2月26日（金）

4 移住フェアの概要

（1）主催

三重県

（2）共催

首都圏（東京会場）については、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構との共催とする。なお、東京会場の備品借上げ・設営手配・各種手続き等調整については、委託料の範囲内で、同機構を通じて実施することとする。

（3）開催時期及び場所

中京圏（名古屋会場）

日程：令和8年9月5日（土）

場所：ウインク愛知 605展示場

（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

会場使用料：197,100円（消費税及び地方消費税含む）

予約時間：8時～21時

関西圏（大阪会場）

日程：令和8年10月24日（土）

場所：難波御堂筋ホール ホール10

（大阪府大阪府中央区難波4-2-1 難波御堂筋ビルディング）

予約時間：8時～21時

会場使用料：594,000円（消費税及び地方消費税含む）

首都圏（東京会場）

日程：令和8年12月12日（土）

場所：東京交通会館 カトレアサロンA・B

（東京都千代田区有楽町2丁目10-1）

会場使用料：1,089,000円（消費税及び地方消費税含む）

予約時間：9時～21時

※イベント開催時間は、全会場とも11時～16時（設営・撤去の時間は除く）を基本とし、県と協議の上決定する。

※会場の予約は県が行うこととし、会場設営費（会場使用料、什器・備品・機材一式、荷物搬入・搬出、回線利用等）は委託費から支出すること。

なお、大阪会場の使用料については、テーブル70台、スタッキングチェア200脚、液晶テレビモニター65型1台、音響システム1式の利用料を含む。

【参考（会場の概要）】

ウインクあいち：<https://www.winc-aichi.jp/>

難波御堂筋ホール：<https://nanbamidousujihall.com/>

東京交通会館：<https://www.kotsukaikan.co.jp/>

（4）内容

- ・ 県及び市町などの関係団体による個別相談（ブース設置）
- ・ 三重県の魅力を発信する来場者向けイベント
- ・ ワークショップ等ファミリー層に訴求するイベント
- ・ お子様連れの来場者も安心して参加できるよう、キッズスペースを設置し、スタッフを配置すること。

（5）来場者の費用負担

原則として参加費用は、無料とする。

ただし、企画の実施にあたって、参加特典等を設ける場合や、ワークショップの材料費等については、県と協議の上、来場者から相応の費用を徴収することも可能とする。

5 委託業務の内容

（1）移住フェアの企画・運営

ア タイトル及びテーマ

- ・首都圏・関西圏・中京圏在住の地方移住の希望者に効果的に訴求し、興味を引くようなタイトル及びテーマを提案すること。（テーマ例）「仕事」、「子育て」など

イ 企画・計画

- ・来場者については、事前申込制とし、参加申込用の受付フォームを作成し、参加申込に係る手配を行うこと。
なお、事前申込みを行っていない者についても、当日会場で手続きを行うことでフェアには来場可能とすること。
- ・来場者の受付スペース、会場案内を行う総合案内ブース、県や関係団体による相談ブースを設けること。なお、総ブース数は、31（総合相談1、県内市町22、県関係団体8）を想定している。
- ・来場者に配布するノベルティを手配すること。数量は、名古屋及び大阪会場は150個、東京会場は250個とする。
- ・県及び関係団体などの移住・定住に関する資料等を配架する資料コーナーを設けること。
- ・会場内にイベントスペースを設け、三重県の魅力を発信し、本県への移住・定住の関心を高め、集客に効果的かつ相談ブースへの誘導につながる企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。
- ・来場者の相談を促進させ、複数の出展ブースへの回遊を促すための企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。

ウ 会場等の手配

- ・フェアの運営に必要な機材や消耗品等は、受託者が全て手配すること。
- ・会場や設営手配などの各種手続き等調整については、県が指定する会場の管理者等を通して行うこと。
- ・本フェアへの出展団体の募集及び調整を県と連携しながら実施すること。
- ・会場レイアウトは、受託者が会場の回遊性を高め、出展者・来場者ともに満足度を高められる会場レイアウト案を提案し、県と協議のうえで決定すること。
- ・出展団体に配布することを目的として、フェアのタイトル、開催日時、プログラム内容、広報手段、開催当日までのスケジュール、ブース出展に係る準備や当日の流れなどを記載した計画書を開催日の30日前までに作成すること。

エ 募集・集客

- ・受託者は、移住の関心が低い層から関心の高い層までフェアへ集客できるよう、自らが有する広報媒体などを活用し、委託料の範囲内で効果的な周知・広報を実施すること。
- ・集客目標は、名古屋会場及び大阪会場は100組、東京会場は200組とする。
- ・受託者は、募集にあたってはフェア専用のWebページを作成し、web広告のランディングページとするとともに、フェアの参加申し込みのシステムを構築すること。
- ・受託者は、チラシの作成・配布、WEBに広告を掲載する等し、フェアへの集客を図ること。

なお、有料広告を実施する際は、広告媒体や使用するSNSアカウントについて県と協議のうえ実施すること。

【参考】

Facebookアカウント「美し国みえ 移住相談センター」：

<https://www.facebook.com/ijyu.pref.mie>

Instagramアカウント「日々三重」：

<https://www.instagram.com/hibimie>

オ 当日の運営

(ア) 当日配布資料の作成

- ・会場内レイアウト、プログラム、出展団体等を記載した資料を作成すること。なお、来場が想定される参加者数分に加え、出展団体分及び予備を用意すること。

(イ) サイン類の作成

- ・ブースサイン（出展団体名とブース番号を表示）、会場レイアウト、出展団体を表示した三重県地図、プログラムにおけるタイムテーブル等を作成すること。
- ・その他、出展団体の移住支援策の一覧表等、参加者が移住相談をするきっかけとなるような情報案内パネルを作成すること。

(ウ) 会場の設営・装飾・撤去

- ・当日の会場設営や来場者受付等を行うに十分な人数のスタッフを配置し、準備、フェア開催中の対応、撤収等を行うこと。
- ・会場内や来場者受付コーナーにおいて、来場者に本県の魅力が十分に伝わるようなPRや装飾等を実施すること。

(エ) 来場者の受付

- ・参加申込時又は当日に受付した際に参加申込フォームに入力いただいた情報を出展団体が来場者との相談時に活用できるよう、本人の同意のもと、出展団体に提供できるようにすること。

(オ) 出展団体との連絡調整

- ・緊急連絡先を設け、出展団体との連絡調整を行うこと。なお、不測の事態が生じた場合には、県と協議のうえに対応すること。

(カ) アンケートの実施

- ・来場者に対して感想・意見（良かった点、改善点など）や、三重県での暮らしに関して、アンケートを実施すること。なお、アンケートの項目は、県と協議のうえで決定すること。
- ・出展団体に対して感想・意見（良かった点、改善点など）に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの項目は、県と協議のうえで決定すること。
- ・フェアへの参加者及び相談ブースへの相談者数を集計し、フェア終了後3日以内に県へ報告すること。このうち、来場者数については、フェア当日の終了後、速報値を速やかに県に報告すること。

カ 報告書の提出

各回の終了後1か月以内に、以下の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・周知・広報の実績
- ・フェアの概要及び当日の写真データ
- ・参加者の氏名・連絡先等の情報一覧（エクセル形式）
- ・アンケート集計結果
- ・フェアの実施効果や課題、改善案等
- ・その他、県が指示するもの

キ 独自提案

本事業の目的を達成するうえで効果的と考えられる提案があれば、積極的に行うこと。

なお、提案の実施に係る費用は、本契約の範囲内で賄うものとする。

6 委託業務の実施条件

(1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの

機会を設けるとともに、議事録を作成し県と共有すること。また打合せ方法は原則として、オンライン形式または県が指定する場所での対面形式とする。本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、最終的に県と協議のうえ決定をする。

- (2) 受託事業者が決定した後に速やかに県と対面での打合せの場を設けること。実施内容については、仕様及び提案内容を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (4) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (5) 金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。
- (6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。